慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英独市政比較論（其の三）
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.5 (1914. 6) ,p.565(59)- 573(67)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140601-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二、癈疾保險の財政組織。
三、各國に於る負擔の平均及社會保險に對する國際條約の可能。
四、獨立業者に對する社會保險の擴張。
五、家族に對する社會保險の擴張――通俗生命保險。
六、小兒保險殊に學童相互保險組合。
七、被保險者家族疾病保險。
八、社會保險と社會衛生。
九、災厄及癈疾に對する設備。

等にして、第一の問題に就ては、ツアーン、ブロインド(獨)、ウィドホルツ、ケグラー、キエンベック(墺)、ウエスターガール(丁)、バリオル、ヂユアニー(佛)、ポスマ(和)、メドラギー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第四の問題に就てはピロティー(獨)、シユミット、カーン、エルダーシユ(墺)トラップ(丁)、ショース(佛)、ルツジヤー(和)、カマンニー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第五の問題に就ては、ロイス、ビールフェルト(獨)、ブラッシユケ(墺)、クーロン、ブルーリー(佛)、フオン、リッケヴォルゼル(和)マガルディー(伊)、カウフマン(歴)等の諸氏、第六の問題に就ては、ビールフエルト、マーネス(獨)、ブラッシユケ(墺)、エヅアール、プティー(佛)、フオン、リッケヴォルゼル(和)、カヴァリエリ(伊)、アイト(歴)等の諸氏、第九の問題に就ては、ステッケル、リーニーガー(獨)、シユニッツエル(墺)、モニー、デレアルド(佛)、ヴォスネール、フオン、ツルーゼン(和)、ベルナッキー(伊)、グレッヘン(歴)等の諸氏に於て各其の調査の結果を報告する筈なり。(完)

英獨市政比較論（其の三）

村田岩次郎

獨逸の市長は概して米國の市長に類似して居る。其の法律上の權限は米國の市長程廣大ではないが、其の實際上の勢力は優に之と比肩し得るのである。仍て市長が有爲有能の人物ならんには、市政上活殺の權は彼の掌中に歸するのである。

併かし乍ら、市の條例を拒否するの權は市長に無い。市の豫算を編成し、之を市會に提出するは、市參事會の任務であつて市長の爲す所ではない。又市長は吏員任命上の廣大なる權限をも有して居らぬ。法律上よりすれば、市長は唯同僚間の首位に在るものに過ぎぬ。或る意味に於て、國王は都市行政の泉源とも謂ひ得る、何となれば市長を選擇する者は市會であるが、之を確定する者は國王であるからである。勿論國王は通例市會の選擧を承認ずる。さり乍ら、數年前、伯林市會が國王の意に叶はざる人物を市長に推擧するや、市會の意見は國王に依て拒否せらるゝの悲運に會したのである。然も市會は再び同一人を選擧し、國王亦舊の如くなりしを以て伯林は暫く市長なき都市となつた。結局市會は讓歩して他の候補者を選び、斯くして國王の允許を得たのであつたが、此種の紛議は小都市にも起つた所である。普漏西の三級選擧制度を採用せざる聯邦に於ては國王の拒否權は將來一層頻繁に行使せらるゝ傾がないではない、又普漏西が普通選擧制度を採用するに至つたなれば同樣の紛議が頻發することは豫想が出來る。巴威倫の市參事會には既に社會黨員を見、又多くの都市は益々社會黨員の勢力を增加する傾が有る。併し社會黨員の出現は吏員の品性、若くは都市行政の效程に恐らく何等の變化をも生ぜしむることはなからう、何となれば獨逸に於ける

幾多主要の吏員は既に社會黨員であるからである。

獨逸の市長の俸給は米國の市長の夫れよりも充分である、貨幣購買力の大なることを加算すれば尙ほ更のことである。伯林及び「マイン」河畔「フランクフルト」市長は年俸一萬八千圓「ライプチヒ」、「ケルン」及び「マグデブルグ」市長は年俸一萬二千五百圓、「ドレースデン」及び「ミューニヒ」市長は一萬圓、「ハノーヴァー」市長は八千五百圓である。任期滿了するときは、俸給の二分の一乃至四分の三に相當する退職年金を受ける。

市長の外に市參事會員有り、相合して市參事會を組織する、其の職務は主として行政的なるも、又發案の權を有し、市會の議決を左右し得るのである。市長及び市參事會の外に市會有り。市會議員は任期六年、二年毎に三分の一を改選する。議員は總べて市の選擧區から選出せられる。伯林には第一級選擧區及び第二級選擧區各各十六宛有り、各區二年毎に一議員を選出するも、第三級選擧區は其數四十八を算し、各區六年毎に一議員を選出するに過ぎぬ。巴威倫に於ては議員の任期九年にして、三年毎に三分の一を改選し、索遜に於ては、一般に任期三年である。

議員選擧に關する幾多の規定は、市民の意思發表の自由を抑制して居る。議員の指名手續は定められざるも、事實上候補者は豫め選定せらるるの例である。候補者は投票の過半數を得なければならぬ、過半數を得る者有らざるときは更に第二次の選擧を行ひ、二名の最高得點者の間に決選投票を行ふ。伯林市會の議員數は一四四人、「カールスルーエ」及び「マンハイム」は九六人、「ドレースデン」は七八人、「ライプチヒ」は七二人、「ミューニヒ」は六〇人である。議員數は法律を以て之を定め、人口に比例せしめて居る。

又普漏西に於ては議員數十二名を以て最少限度として居る。

議員の事務は頗ぶる繁多である。市會は夏季を除き、一週一回集會するの例であつて、討議は活潑に行はれ、市會に社會黨員を有する場合に於ては、討論は都市政策の全般に亙るを常とする。市長も市參事會員も共に市會に出席し、發言するの權を有するも、表決の權なし。議員の質問に答ふるは彼等の責務である。又市會の議事の多くは市參事會之が準備の任に當る。此の手續は英國の市會の夫れとは大に趣を異にして居る。英國に於ては、市會の各委員が市政各部を管し、各部の理事及び吏員を選定し、從て市會は市の立法事務並に行政事務を兼ね行ふのであるから、獨逸の市會は寧ろ米國の市會に近いのである。

市參事會は獨逸都市の事實上の指導機關であるが、市會も亦た決して無意義の機關ではない。米國の市會の如く、無勢力とはならなかつたのである。市會は市長及び市參事會員を選任し、都市に關聯する一切の議案を審議する、若夫れ市參事會と衝突したる場合に在つては、協議委員の調停に依て之が解決を圖るのである、而して其の調停成らざる時は、中央官廳の裁定處分を求める。市會議員の數及び任期、選擧資格等に關する各聯邦の規定は一ならずと雖ども、概して大同小異である。獨逸の市制は一八〇八年に於ける「スタイン」及び「ハルデンベルヒ」の改革を基礎として定められたものである。是れ猶英國の市制が一八三五年の都市團體法に遡及し得るが如きものである。米國の市政改革論者は市制の改革、新奇なる政治組織の發見に努力するも、英獨の都市は、一世紀以前の制度を維持して實際の事業の方面に於て改革を試みたのである。之に反して米國の都市は主として施政の手段を改良して、實際の事業を閑却した。

獨逸財政學の泰斗伯林大學教授「アードルフ・ワグナー」氏は多年土地增價稅を主張した。獨逸の都市は一八九三年までは土地の賃貸價格を標準として課稅したのであつたが、今より約二十年前普國內務省は議會の制定した法律に基き都市及び其の以下の地方團體に勸むるに地價を標準として課稅す可きことを以てした。其後僅々數年にして三百五十個の地方廳は右の新制度を採用して以て投機者流の心膽を寒からしめた、其の結果として都市の地租收入は大に增加し、「ブレスラウ」市は一八九八年の五千有餘圓より一八九九年の二萬八千餘圓に劇增し「シェーンベルヒ」は一八九五年の七百有餘圓より一九〇二年の十萬餘圓に增加したのである。斯くして時時地價を査定することは自から土地增價稅の賦課を可能ならしめたのであるが、一九〇四年「マイン」河畔「フランクフルト」市始めて土地增價稅を課するや、其の後數年にして獨逸の殆んど

總べての大都市は「フ」市の例に倣ふに至つた。土地增價稅は「ヘンリー・ジョージ」の土地單稅論と區別しなければならぬ。如何となれば土地單稅論に於ては都市や國家に必要なる一切の收入を土地から收得することを主眼とし、敢て地價の昇騰を顧みないからである。而して土地の增價に課稅することは卽ち是れ土地の投機的賣買を防遏する所以である。土地單稅論は主として社會哲理であり、唯偶時的に租稅徵收の一方便たるに過ぎない。之に反して、土地增價稅は主として租稅徵收の方便であつて、唯偶時的に土地の投機的賣買を防遏するに過ぎぬのである。「フランクフルト」市は都市條例に依て次の如き地租を賦課徵收する。卽ち第一に土地が他人に讓渡せらる每に、地價に對して百分の二の稅を課するのであるが、是れは固より單純なる移轉稅に過ぎぬ。次ぎに土地增價稅は二種に分類せられる、卽ち一は財產の移轉を伴はざる土地の增價に對する課稅であつて、他は土地の賣却より生ずる投機的利益に對する課稅である。前の場合に於ては、土地の增價に對して百分の一乃至六の從價稅を賦課し、改良せられし土地は然らざる土地に對する課稅の約半額を負擔するに過ぎぬ。是れ勿論土地の改良を奬勵するが爲めである。而かして土地の賣却に由て生ずる投機的利益に對する課稅は百分の二乃至百分の二十五の間を往來する。是れ等の課稅は所有權移轉後二十年を經過し、且つ土地の增價が百分の十五を超過したる場合に於てのみ課せらるのである。稅を負擔するものは勿論土地の賣却者である。

斯の新稅は駸々たる勢を以て獨逸の各地方に行はるゝに至つた。「ロバート・シー・ブルックス」氏は曾て經濟季報に於て次の如き事を述べられた。

新稅は忽にして獨逸諸市に採用する所となれり。一九〇七年の年末までに、新稅を採用するに至れるもの既に十一を算し、其の中には「ケルン」の外「ドルトムンド」「エッセン」「マイン」河畔「フランクフルト」の如き重要都市有り。其の後、新稅は更に非常の勢を以て發展し、一九一〇年四月一日までに新稅を採用したる市邑實に四百五十七を下らざりき。普漏西のみに付て見るも、一九一〇年迄に新稅を採用したる都市百五十九、都市以外の地方廳十三を算したり。斯の新課稅制度は人口の增殖著しき地方に於て最も熱心なる贊成を得たるものなれば、新稅の眞意義は單なる數字の指示するが如きものに非ず一九一〇年四月一日迄に新稅を採用したる普國の市邑中、二十七個は人口十萬を越え、七十二個は人口二萬乃至十萬、六十四個は五千乃至二萬を算したり。伯林市も亦（一九〇七年に一旦之を拒否したる後）一九一〇年三月以降之を採用せり。云々

「フランクフルト」市の經驗は、他の獨逸諸市の學ぶ所となつたのみならず、英國も亦之が範に則るに至り、終に一九〇九年「ロイド・ジョージ」の豫算案を產むに至らしめたのである。

獨逸の都市は其の事業に於て民主的で有り、又社會主義的でもある、併し政治組織に於ては其の反對である。之れに反して米國の都市は制度に於て民主的であつて、其の事業に於て民主的でない。併し米獨兩國の都市は同一階級の人物に依て支配されて居る。然らば則ち如何なる階級の人物なるか、有力なる實業家卽是れである。而して普漏西に於ては此の階級の支配權は直接にして、且つ公認せられて居る。三級選擧制度は卽之を法律上に於て認容したるものである。獨逸の都市を支配する實業家は英國の都市に於て見るが如き小商人ではない。銀行家、大商人、土地所有者及び自由職業に從事する者である。是等の輩は市會議員を選擧し、其の市會は更に

市長と市參事會員とを選擧するのである。

普漏西に於ては、此の富裕階級の支配權は選擧法に依て保障されて居る。普通選擧制度は帝國議會の議員の選擧に採用せられて居るが、普國々會議員及び市會議員の選擧には採用せられて居らぬ。多額納稅者は市會議員の過半數を選擧する。選擧資格は所得稅納額に依て決定される、又納稅者は三級に分たれ、各級同數の議員を選出する。斯の制度の下に於て、三級選擧人は非常の多數を以て猶且議員の三分の一を選出し一二級選擧人は非常の少數を以て議員は三分の二を選出する。一級選擧人が選擧人總數の百分の三を越ゆること稀である、而して一二級選擧人を合するも、總選擧人の一割乃至二割に當るに過ぎぬ。「クルップ」工場の所在地たる「エッセン」に於ては、一九〇〇年の選擧の際、一級選擧人は僅かに三人にして、二級選擧人は四〇一人を算するに過ぎなかつた。此の三人が議員の三分の一を選擧し、總選擧人約二萬の中僅々四百四人にて議員の三分の二を選出した譯である。伯林にては、一九〇三年の選擧の際、一級選擧人千八百五十七人、二級選擧人二萬九千七百十一人を算し、總選擧人三十四萬九千百五人の中、僅かに三萬一千五百六十人が議員の三分の二を選出したのである。一九〇九年に於ける伯林市登錄選擧人の數は三十五萬一千にして、一級選擧人一人に對し、二級選擧人二十一人、三級選擧人二百十四人の割合であつた。伯林市會議員の數は百四十四人にして、其三分の一卽ち四十八名宛各級に割當てられる譯である、從て一級に於ては選擧人三十四人に付て議員一人の割合であるが、三級に於ては實に議員一人を選出するに七百二十一人を要する次第である。

是れ卽ち所謂三級制度である。社會黨員及び過激派の非難攻擊しつゝある三級制度である。一八七一年獨逸帝國の成るや、普漏西は納稅者の

富力及び所得額に依て選擧權を附與するの制度を維持したのである。獨逸に於ける反動的勢力の中心に橫はれるは、卽ち此の三級制度である。東普漏西の大地主をして普國々會を左右せしめ富裕者をして市會を支配せしむるものは、卽ち斯の三級制度である。都市に於て特に優勢なる社會黨員が市の政治を支配する能はざるは、斯の三級制度の存するが爲めである、何となれば獨逸帝國議會の議員の選擧は普通選擧の下に行はれるのであつて、殆んど總べての大都市は社會黨員を帝國議會に選出して居るからである。斯く市會議員選出資格が不平等なる上に、種々の制限があつて市會をして層一層保守的ならしめる傾が有る。普漏西に於ては年齡二十四歲以上の男子たる市民にして、家屋を所有するか、左なくば一定の收入を生ずる職業に從事する者でなければならぬ。且つ選擧人たるには一定の期間其市の住民たりし者でなければならぬ。尙

又市會議員の半數は不動產の所有者で有ることを要する。三級制度は巴威倫、及び多數の小聯邦には行はれぬ所である。一九〇六年巴威倫は比例代表制度を採用した、卽ち市會議員は各黨派の得票力に比例して選擧せらるゝことになつたのである。併し普通選擧ではない。同國の首府「ミューニヒ」にては市會に十五名の社會黨員を見るに至り、市參事會にも亦四名の社會黨員を算するに至つた。

富裕者が市會に於て勢力を有することは既記の如くであるが、彼れ等は決して階級の爲めに立法することをせぬ。是れは米國に見る可からざる所にして、又獨逸に於ける一個の奇現象たるを失はぬ。政權は殆んど常に有力なる經濟的利益の增進に利用せられ、有力なる私的利害と公的利害とを嚴然區別することは普通に不可能事と考へられる。普漏西の政界を支配し、從て帝國の政策を左右する獨逸の鄕士は殆んど常に鄕士として投票する。英國の大地主連もさうであれば、又米國の國會、州會及び市會を支配する實業家連も亦さうである。唯夫れ獨逸の市政を支配せる實業家連は獨り能く階級的利害の外に超然たるの感が有る。彼等は總べての市民の爲めの市政を行ひ、有ゆる階級の者の爲めに市の事業を管理したのである。彼等は市街鐵道、瓦斯、電燈、水道等の事業を買收し、船渠其他を經營して競爭を奬勵し、質舖、貯蓄銀行等を市營として勞働階級の利益を增進し、又住宅の建設に依て範を私人に示した。殊に顯著なる例證は、貧民の租稅負擔を輕減して彼等自身の負擔を增加したことに依て示される。所得稅を加重し、營業及び奢侈に課稅し、土地所有者の負擔たる土地增價稅を賦課した。斯くの如くして、市の收入の三分の一乃至二分の一は所得稅より來り收入の大部分は富裕者の負擔する所である。加之、所得稅は累進稅であつて、負擔能力の最も大なる者は最も多額の所得稅を負擔するのである。

所得稅は國家並に都市の財源である。所得稅は總べての所得に對して累進的に賦課せられる、約四百五十圓以下の所得稅は賦課稅を免れる。又所得稅は國稅の附加稅として課せられる。例へば或る都市が所得國稅に二百萬圓を徵收する場合に於て、都市の目的の爲めに同額を要する時は、國稅と同率の所得稅を課することが出來る。大都市に於ては、附加稅は國稅の同率乃至倍率に達する。而して富裕者の少なき都市に於ては、市の附加率は國稅の五倍に達することが有る。國稅と同率までは、都市は自由に附加稅を賦課し得るも、此の率を超過する時は政府の認可を要する。

第二の財源は地租である。地租は一八九三年までは賃貸價格を標準として課稅したるも、同年普國內務省は省令を以て地價を標準として課稅す可きことを地方廳に勸告し、大多數の地方廳は之に贊同したのである。土地を他人に讓渡する際には賣價に對して一定の移轉稅を負擔せねばならぬ。而して未開拓の地は開拓地の倍額の負擔を蒙むる規定で有る。

第三の財源は營業稅である。營業稅は投入資本額及び前年度の純益を標準として賦課する。一切の營業は課稅の目的となるのであるが、普通に小規模のものは課稅を免除される。例へば「フランクフルト」市に於ては、純益年額四百五十圓未滿のもの及び投入資本額千五百圓以下のものは課稅されぬ。營業稅も亦累進的に賦課せらる。

尙ほ記す可きこと多々有るも、餘り長くなる虞あれば遺憾乍ら之を以て擱筆することゝした。

（完）